

は25t/m²となる、手積の場合はこの $\frac{1}{2} \sim \frac{1}{3}$ 程度である。

貯炭場の積卸し作業は大量を迅速に取扱うとともに、荷役費の軽減をはかるために、押上線、棧橋、カーダンパ、シュート、ガントリクレーン、ベルトコンベヤ、ホッパ等が使用される。

機関区では1日使用量の7日分の貯炭場と、1日使用量30t以上は機械荷役とすることを標準にしている。

一般に駅頭貯炭場・港頭貯炭場は炭種別・業者別に区分される。この区分の多少は貯炭場の効率に大なる影響がある。

貯炭場は一般にコンクリートで舗装され、クレーンのバケットの衝撃に耐えるよう15cm以上の厚さとする。またくずれ止めのため側壁を必要とする場合もある。この側壁は木造の場合もあるがコンクリートが好ましい、高さは1~2m内外である。

なお貯炭に際し重要なことは、自然発火の防止である。自然発火は石炭が酸化し、その酸化熱が貯炭内部にこもるために起るのであるから、貯炭内部に空気の進入を遮断(しゃだん)するか、または逆に多量の空気を通過させて酸化熱を発散させると同時に、内部の温度を低くして酸化を弱くするからであるが、いずれも設備費が多額となるので、一般には積上げ高さを低くして(炭種により差異はあるが概ね4m以下)、この酸化熱のこもるのを防いでいる。(村田蔵人)

ちやたんばしりょう 貯炭場使用料 国鉄が貯炭場を部外者に使用させる場合に、収受する料金をいい、(昭和27・10総裁達第600号)日本国有鉄道固定財産管理規程により、各鉄道管理局においてその土地の価格に応じた料金を決定して、使用者から収受する。(重森直樹)

ちよっかつかせん 直轄河川 河川法において河川の管理は同法第6条により原則として地方行政庁、また河川に関する費用は同法第24条により、原則として府県の負担となっているが、第6条但し書(または第8条)によって、主務大臣が自ら河川の管理または維持修繕をなす場合の河川を直轄河川(直轄修築河川)という。古来治水史においては、河川の管理は地方豪族や藩主等の自由裁量に委せられてきたが、明治維新にあたり、治水事業のような国土保全の根幹をなすものは、一貫した長期の計画のもとに施行されねばならないことが認識され、明治6年淀川の実測ならびに各種の工事が始められ、同7年5月淀川改修(低水工事)が直轄河川として指定されて以来多くの河川が直轄河川として改修された。

なお、直轄河川に関する費用の国庫負担は、管理または維持修繕をなす場合は $\frac{1}{2}$ 、工事施工の場合は $\frac{2}{3}$ である。(和仁達美)

ちよっかつこうじ 直轄工事 企業者が直接労働者を雇用して仕事を完成する工事。工事を施行する方法に請負・直営・直轄の3方法があるが、直轄施行の場合は企業者が自身施行するので、自己の意思と力とを思うように働かせて、欲するままに仕事を進めることのできる利点がある。国鉄が直轄工事の方法として採用しているのに純直轄と賃請との2つの方法がある。

純直轄とは普通という直轄で、労働者の賃金を実働日数または時間によって支払う方法であり、賃請とは仕事のでき高によって賃金を支払う方法で、直営工事の場合の*切投(きりなげ)と同様の考え方である。直轄工事の場合には、直営工事の場合における部分請負と称するものはない。直轄工事には、いかなる場合にも、使用材料を労働者に負担させることはないからである。なおたとえば建設省が地方機関に委譲せず、企業者となって工事を施行する場合、建設省直轄工事と称することがあるが、これは地方機関に対する本省直轄の意であって、通常の直轄工事の観念ではない。(杉田安衛)

ちよぼくじょう 貯木場 (英)timber yard 木材の需要供給

ならびに輸送の調整を図るため、原木のまま貯蔵しておく場所。

伐木搬出が陸運によるものは陸上貯木となり、水運によるものは水中貯木となるが、貯木の期間の長くなるものは乾燥による干割等を防ぐため、水中貯木が好ましいが、パルプ材は干割を厭わないから陸上貯木でもよい。常設的な貯木場はこの両



貯木場

者を備えるべきで、陸上貯木は空気の流通よく乾燥した土地を選び、排水に注意し、防火盗難予防を考え、運搬用に適当な軌道を敷設すること、水中貯木の水深は2~4mで、常に水は新陳代謝して腐敗せず、虫害の憂いのないよう注意するとともに、泥土により埋まらぬようしゅんせつしたり、こう水の場合の流失を防ぐ設備を設けるのがよい。(村田蔵人)

ちんうけせいで 賃請制度 作業者に支払う賃金を直接能率に関係させ、生産高に応じた報酬を作業者に約束し、労働の量と質に応じた分配を行い、作業者が納得して日々の作業にいそしむとともに、さらに進んで技りょう向上に努力し、能率増進をはかることを目的とした制度である。

この制度は請負賃率の形態により、つぎの2種に大別される。

単価請負 工事の1単位に対する賃額(単価)を指定して作業を命じ、単価に竣工(しゅんこう)単位数を乗じて支払賃金とするもの。

人工(にんく)請負 工事の1単位に対する*人工(単人工)を指定して作業を命じ、作業者の時給に、単人工ならびに竣工単位数を乗じて支払賃金とするもの(一般には時間請負という)。

また作業の形態より見れば1人が独立した作業を行う**単独請負**と、2人以上が共同して作業を行う**連合請負**とに分けられる。

国鉄工場においては、明治38年に当時の官営4工場に賃請制度(単価請負)を採用して以来、幾多の変遷を経て、現在は人工請負の制度をとっている。

現行の人工請負はつぎのとおりである。

1 **単人工** 単人工は人工請負の根底をなすものであって、つぎの要素から成り立っている。

(1) **標準時間** 標準作業方法で作業すれば、普通の努力で達し得られる作業所要時間であって、その作業に必要な準備時間および正味時間に、適当な余裕時間をそれぞれ付加したものである。準備時間とは、作業の始めおよび終りに行われる機械器具の整理等のように、繰り返して作業に付随する非循環作業に許容せらるべき時間である。**正味時間**とは純粋に作業に使用された時間である。**余裕時間**とは軽微な故障、その他作業上必要な種々の予測できない不規則の事項、技工の身体的必要等による避け得られぬ遅れ、あるいは避け得る遅れ中、管理上の不備によるもの等、技工のいかんともなし得ない遅れを補償する時間である。なお余裕時間の準備時間および正味時間に対する百分率をそれぞれの**余裕率**という。

(2) **付加率** 標準作業方法および標準時間で作業させるための、奨励として与える割増その他工場管理上必要な余裕である。

2 **技工手に対して賃請作業を命ずる場合は施工券を発行する。** 施工券には工事件名・工作番号・数量・単人工・指定人工・